平成２１年（フ）第７４８号
大阪府富田林市楠風台１丁目19番11号、前住所兵庫県淡路市志筑3102番地２
破産者　鳥居テル子
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９４６号
堺市中区宮園町７番７―209号
破産者　髙橋　充枝
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第４６１号
福岡県久留米市宮ノ陣３丁目８番50号
破産者　田中　鐵彌
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第４６２号
福岡県春日市下白水北７丁目53番地　プリムヴェール201号、前住所福岡県久留米市原古賀町26番地６　フェスティオ六ツ門ファサード305号
破産者　田中　良一
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第５号
福岡県久留米市北野町高良1807番地22
破産者　清松惠美子
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１９１号
福岡県久留米市国分町1142番地３
破産者　龍田　順子
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第８７号
宮崎県延岡市平原町１丁目900番地４
破産者　甲斐　靖啓
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１４７号
宮崎県延岡市南町２丁目６番地７
破産者　亀井　義幸
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１６６号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井6186番地１
破産者　佐藤　博幸
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２１３号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方1248番地13
破産者　佐藤　　巧
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２０年（フ）第２２５号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目14番67号
破産者　中村　孝広
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成１８年（フ）第１４９号
秋田県大仙市太田町斉内字小曽野97番地
破産者　小松　幸誠
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１３１号
福島県会津若松市慶山１丁目11番26号
破産者　齋藤　孝男
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２５８号
埼玉県深谷市西大沼250番地１
破産者　飯塚　利征
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第５７５号
福井県福井市大島町北蔵203番地
破産者　林　しげ子
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１８号
京都市伏見区桃山町和泉29番地１　エクレール桃山御陵206号
破産者　坂　　俊孝
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４号
兵庫県明石市松が丘２丁目５―15―104、住民票上の住所滋賀県高島市マキノ町白谷６―13
破産者　近藤　　豊
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
兵庫県明石市大久保町西島111―６
破産者　木下　洋子
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１４８号
大分市大字羽田114番地　第二宗コーポＢ101
破産者　山口　幸徳
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係